

(仮称) 日の出地区防災スポーツ施設等整備事業に関する質問回答(第1回)

令和8年10月16日

No	資料名	頁	章項目					質 問	回 答
			項目	項目	項目	項目	項目		
1	募集要項	2	第2	4				事業者および指定管理希望者の双方から提案可能な場合、提案評価上の取扱いはどうになるでしょうか。	本プロポーザルは指定管理に係る提案を評価するものではありません。
2	募集要項	2	第2	4				システム導入費や通信費等については、事業者側と指定管理者側のいずれの負担を想定しているのでしょうか。	イニシャルコストは事業者の負担とし、ランニングコストは指定管理者(市)の負担を想定しています。
3	募集要項	2	第2	4				運営や維持管理について、自由提案として提案した場合は評価対象となるのでしょうか。	提案いただいた内容のうち、自由提案の評価の視点を満たす内容について評価します。
4	募集要項	4	第2	9				提案上限額として3,393,809千円(税込み)と記載がありますが、想定している事業費内訳を教えてくださいませんか。	基本計画(60頁)に、想定している概算事業費の内訳を掲載しています。
5	募集要項	4	第2	9				本件の物価スライドとは、通常の官庁工事に適応されるものと同様という認識でよろしいでしょうか。また、第一期工事・第二期工事において各々協議していただけるという認識でよろしいでしょうか。 具体的には工事着手までに時間があるので工事着手前と工事期間中に協議をお願いしたいと考えております。	浦安市建設工事標準請負契約約款及び建設工事請負契約約款第26条の規定の運用基準に基づき対応します。上記に基づき、適切な時期に協議を申し出てください。
6	募集要項	4	第2	9				スライド適用の契約金額の基準となる時点及び指標については協議の上決定、とありますが、事業者提案も含めて十分協議し、物価上昇等の実勢を適切に反映する指標を採用頂ける、という認識で宜しいでしょうか。	スライド指標については、事業者が、スライド協議の中でスライド対象となる金額又は費目等に対して適当な指標を提案するものとします。市が当該指標の採用について合理的で妥当性があると判断した場合においては、お見込みのとおりです。
7	募集要項	4	第2	9				スライドの指標について現時点で想定されているものはありますでしょうか。	No.6の回答を参照してください。
8	募集要項	4	第2	9				「スライド適用の契約金額の基準となる時点及び指標については、協議のうえ決定」とありますが、事業契約書(案)第28条とどちらが優先されますでしょうか。また事業者側のリスクに直結するため、確実に適用される指標を明記いただけますでしょうか。	工事請負契約書(案)第28条は、スライド請求ができる時期及び変動後請負代金額の算定日を規定しているのに対し、「スライド適用の契約金額の基準となる時点」とは、物価指標を適用する出発点を指しています。 指標については、No.6の回答を参照してください。
9	募集要項	4	第2	9				スライド適用の契約金額の基準となる時点及び指標については協議の上決定、とありますが、協議の対象となる「基準となる時点」とは起算日のことを指すという認識でよろしいでしょうか。 もしそうではない場合、起算日に関する貴市のルール等がございましたらお示し頂きたく存じます。	No.8の回答を参照してください。
10	募集要項	5	第3	3	(1)	ア		本件は構成員でJVを組成して参加するという認識でよろしいでしょうか。また、契約形態はそのJV先との一括契約(設計・監理・第一期工事・第二期工事まとめたの契約)という認識でよろしいでしょうか。	JVを組成しなくても参加可能です。JVについては、特定建設工事共同企業体のみ組成可能となります。 契約については、全ての構成員もしくは特定建設工事共同企業体名を記載した契約書(設計・建設・工事監理)を締結します。別添「参加グループの考え方」をご覧ください。
11	募集要項	5	第3	3	(1)	ア		参加グループを構成する構成員とは、何ををもって構成員として認定されるのでしょうか。対象書類があればご教授下さい。	様式3-1に記載のある企業を構成員とします。特定建設工事共同企業体を組成する場合も、当該様式には共同企業体の各企業名を構成員として記載してください。
12	募集要項	5	第3	3	(1)	ア		参加グループの構成員に協力する企業(下請予定者等)について、提出が必要となる資料等はございますでしょうか。	契約締結後に事業実施体制を提出していただきます。
13	募集要項	6	第3	3	(1)	エ		特定建設共同企業体について、複数の法人で構成されるグループでの参加が要件となっており、契約書(案)では設計・施工・工事監理を一つの契約としていることから、全構成員で特定建設共同企業体の結成が必須という理解をしております。 上記が正しい場合、「浦安市特定建設工事共同企業体取扱(試行)要領」の規定を遵守する必要がありますが、下記事項はどのように理解すればよろしいでしょうか。 ①設計業務、工事監理業務を実施する企業の多くは、建設業許可を受けておらず、共同企業体に参画できないのではないかと ②一般建設業の許可しか持たない市内企業が構成員として参画できず、求められている地域経済活性化への貢献と相反するのではないかと ③類似事業では乙型共同企業体を結成する事例が多いが、今回は甲型共同企業体の結成が求められている。設計・建設・工事監理の3業務で、それぞれ建築物とスポーツコート及び芝生広場の2種類の計6項目の参加資格要件が定められているが、甲型共同企業体を結成する場合は全構成員はいずれかの参加資格要件を満たすのではなく、6項目すべての参加資格要件を満たす必要があるのではないかと	本事業において、特定建設工事共同事業体は建設に係る業務のみ、共同施工方式にて組成が可能となります。事業参加にあたり、特定建設工事共同企業体の組成は任意です。組成する場合は、様式4-1～4-3の提出が必要です。設計業務、工事監理業務も含めた構成員については、別添「参加グループの考え方」をご覧ください。
14	募集要項	6	第3	3	(1)	エ		特定建設共同企業体を結成した場合の構成員は、最大何社まで認められますでしょうか。	浦安市特定建設工事共同企業体取扱(試行)要領に基づき、3社とします。

(仮称)日の出地区防災スポーツ施設等整備事業に関する質問回答(第1回)

令和8年10月16日

No	資料名	頁	章項目					質 問	回 答
			項目	項目	項目	項目	項目		
15	募集要項	6	第3	3	(1)	エ		特定建設共同企業体を結成した場合の最低出資比率は浦安市特定建設工事共同企業体取扱(試行)要領第9条2のとおりでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	募集要項	6	第3	3	(1)	エ		様式4-1～3の特定建設共同企業体について、「屋内スポーツ施設の施工企業と屋外施設の施工企業による特定建設共同企業体の組成」、「屋内スポーツ施設の施工企業、屋外施設の施工企業それぞれ(もしくはどちらか)による特定建設共同企業体の組成」どちらも提案が可能という認識で宜しいでしょうか。	No.13の回答を参照してください。
17	募集要項	6	第3	3	(1)	エ		建築工事と土木工事のJV組成を計画すると浦安市特定建設工事共同企業体取扱(試行)要領に準拠することになりますが、その要領によると、「共同施工方式」となり、その方式が建築と土木では合理的ではなく、そぐわないので、「分担施工方式」とさせて頂くか、JVを組成せず、各々と契約をする方式に変更して頂けないでしょうか？	特定建設工事共同企業体を組成する場合は、「共同施工方式」のみとなります。特定建設工事共同企業体を組成しない場合は、構成員全てを受注者として記載した契約書を締結します。契約のイメージについては、別添「参加グループの考え方」をご覧ください。
18	募集要項	6	第3	3	(1)	エ		特定建設工事共同企業体を結成する場合、国土交通省基準の乙型での応募申請も可能でしょうか。	No.17の回答を参照してください。
19	募集要項	6	第3	3	(1)	エ		様式4-1～3の特定建設共同企業体について、屋内スポーツ施設の施工企業と屋外施設の施工企業による特定建設共同企業体の組成を行う場合、本事業は、屋内スポーツ施設、屋外施設という大きく2つの施工分野があることや、工期の違い等があることから、浦安市特定建設工事共同企業体(試行)要領第7条に規定されている共同施工方式に限らず、分担施工方式の選択を認めて頂きたく存じます。	No.17の回答を参照してください。
20	募集要項	6	第3	3	(1)	エ		建築工事と土木工事のJV組成を計画すると浦安市特定建設工事共同企業体取扱(試行)要領に準拠することになりますが、その要領によると、構成員数により、最小出資比率の規定がされています。予定価格での建築と土木の割合がこの規定とそぐわないので、この規定を変更又は撤廃して頂けないでしょうか？	建築工事と土木工事それぞれで特定建設工事共同企業体を組成することが可能です。なお、特定建設工事共同企業体を組成する場合は、浦安市特定建設工事共同企業体取扱(試行)要領に準拠してください。
21	募集要項	6	第3	3	(1)	エ		様式4-1～3の特定建設共同企業体について、屋内スポーツ施設の施工企業と屋外施設の施工企業による特定建設共同企業体の組成を行う場合、本事業には、屋内スポーツ施設、屋外施設という大きく2つの施工分野があり、それぞれの業務を主とする企業によって施工対象金額は大きく異なることから、共同施工方式に加え分担施工方式もお認め頂いた上で、浦安市特定建設工事共同企業体(試行)要領に規定されている構成員数による最小出資比率の考え方について、本事業においては対象としないことを認めて頂きたく存じます。	No.20の回答を参照してください。
22	募集要項	6	第3	3	(1)	エ		特定建設工事共同企業体の形態が、国土交通省基準の乙型でも可能な場合、主任技術者(監理技術者)の専任期間は、分担施工範囲の期間として宜しいでしょうか。	特定建設工事共同企業体は共同施工方式のみとなります。なお、監理技術者等の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアルを参照してください。
23	募集要項	7	第3	3	(2)	イ	(イ) b	設計責任者の資格証明として、「設計責任者は、技術士(建設部門:都市及び地方計画又は総合技術管理部門:建設-都市計画及び地方計画)又はRCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有するものを配置できること。」と記載されていますが、設計責任者の資格証明資料は、どの様式に添付すればよろしいのでしょうか、ご教示ください。	様式3-1に配置予定技術者の保有資格を証明する書類及び在籍証明書を添付し提出してください。また、参加資格申請時点では、受注者決定後に配置される可能性がある複数の技術者について提出することを可とします。なお、建設業務に係る各種資格を証する書類等についてはも同様です。
24	募集要項	7	第3	3	(2)	イ		各種入札参加資格について「契約締結時までに資格登録すれば可」と記載がありますが、契約締結時というのは仮契約締結・本契約締結どちらをさしますでしょうか。	本契約締結時を指します。
25	募集要項	7	第3	3	(2)	イ	(ア) c	建築物の設計企業(および工事監理企業)に求められるスポーツの練習場には、屋内プールおよび関連諸室も含まれるという認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	募集要項	7 8	第3	3	(2)	イ		グループでの参加とした場合、代表企業以外の各構成員との契約はどのような形式で行う予定でしょうか。	工事請負契約書の受注者欄に全ての構成員もしくはJV名の署名押印を求めます。契約のイメージについては、別添「参加グループの考え方」をご覧ください。
27	募集要項	9	第3	3	(2)	エ	(ア)	代表企業が参加資格要件を喪失した場合、代表企業を構成員から選出するが、代表企業が担当する予定だった業務を参加資格確認を受けた上で新たに構成員を追加し、担わせることも認めて頂けませんでしょうか？	代表企業が参加資格要件を喪失した場合においては、原文のとおりとします。
28	募集要項	10	第3	4	(2)			表3-2では、「募集要項、要求水準書等に記載されている条件に対し、市が解釈の範囲と判断し、その提案を認めるもの。」が非公開となっております。同表③以外は、公正な評価のために公開していただけますでしょうか。	表3-2②のうち質問提出者のアイデアやノウハウに関する内容は非公開としますが、質問内容の一部が事業の競争性における公平性を損ねる内容である場合は、質問内容を質問提出者のアイデアやノウハウに侵害が発生しない形で質問内容を修正し、公表します。

(仮称) 日の出地区防災スポーツ施設等整備事業に関する質問回答(第1回)

令和8年10月16日

No	資料名	頁	章項目					質 問	回 答
			項目	項目	項目	項目	項目		
29	募集要項	11	第3	4	(4)			表3-3に記載の提出書類における、納税証明書について、直近1年分とありますが、消費税及び地方消費税、法人税の納税証明書については「その1」の様式を取得する認識で相違ないでしょうか。	消費税及び地方消費税、法人税の納税証明書については「その3の3」を提出してください。
30	募集要項	11	第3	4	(4)			表3-3に記載の提出書類における、法人登記簿謄本について、「履歴事項全部証明書」を取得する認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	募集要項	11	第3	4	(4)			表3-3に記載の提出書類における、貸借対照表及び損益計算書の写しについて、連結決算のある会社は連結決算の資料も提出が必要になりますでしょうか。単体のみの提出でよいのでしょうか。	連結決算資料の提出は任意とします。
32	募集要項	11	第3	4	(4)			表3-3に記載の提出方法等について、直接持参の場合も封筒への封入が必要という理解で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	募集要項	12	第3	4	(8)			第2回の質問につき、提出期限が対面的対話の実施日前日であるため、対面的対話の内容を踏まえて質問できる期間に変更頂けませんか？	原文のとおりとします。
34	募集要項	13	第3	4	(10)			提案書のデータ形式について、Wordにて作成し、PDF形式で提出する旨の記載がありますが、PowerPoint形式にて同様の体裁により作成し、PDF形式で提出することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
35	募集要項	14	第4	3	(2)			プレゼンテーションについて参加可能人数の想定等はございますでしょうか。	参加資格審査の構成員数を考慮して決定したいと考えています。
36	募集要項	14	第4	3	(2)			提案書作成にも影響があるため、可能な限りで、プレゼンテーションのレギュレーション(動画や模型の使用等)について開示願います。	プレゼンテーションについては、動画や模型の仕様等について可とします。
37	募集要項	14	第4	3	(2)			プレゼンテーションについて、参加者は構成員のみではなく、協力企業も参加は可能でしょうか。	プレゼンテーションの参加者は様式3-1に記載のある構成員のみとします。
38	募集要項	14	第4	3	(2)			「・・・事業提案者は、選定委員会に対し、自身の提案についてのプレゼンテーションを行う。選定委員会は、優先交渉権者選定基準に基づき、各事業提案者について加点評価を行い・・・」とありますが、優先交渉者選定基準のどの項目にプレゼンテーションの加点が記載されていますでしょうか。	優先交渉権者選定基準 表3-1 No.1～10の評価項目(評価者が「委員」となっている項目)です。
39	募集要項	15	第5	1	(1)			本件の提案書に関しては、公平を期するために動画、模型、パースでの提案は無しという認識でよろしいでしょうか。	No.36の回答を参照してください。
40	募集要項	15	第5	1	(2)	ア		様式8-2はA3様式と認識しておりますが、封入の際はA4判に折り込んで提出する認識で相違なかったでしょうか。	お見込みのとおりです。 封筒の大きさの指定はありません。
41	募集要項	16	第5	1	(3)	ア		提案書について、1ページ当たり概ね1,600字程度とする旨の記載がありますが、図表等を掲載するページについては、提案内容や紙面構成に応じて文字数を減らすことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
42	募集要項	16	第5	1	(3)	イ		提案書について、右下欄に代表企業の商号または名称を記載する旨の記載がありますが、副本にも同様に代表企業の商号または名称を記載する必要がありますでしょうか。	副本にも同様に記載してください。
43	募集要項	16	第5	1	(3)	イ		上記質問42に関連して、副本の本文中に記載される応募グループ各社の社名や、企業を特定できる情報についても、削除または匿名化する必要はないでしょうか。匿名化が必要な場合、正本・副本ともに企業名を「代表企業A」「構成員B」等の表記に統一し、正本にのみ実際の企業名との対応表を添付する方法で提出することは可能でしょうか。(正本と副本で企業名の表記を変えた場合、文字数の違いによってレイアウトや体裁に差異が生じる可能性を懸念しております)。	副本についても正本と同様に匿名化せずに事業者名等を記載してください。
44	募集要項	16	第5	1	(3)	ウ		図面集に掲載する各図面について、図面リストに縮尺が示されていますが、内容が明瞭に読み取れる範囲で、必要に応じて図面の縮尺を変更することは可能でしょうか。	可とします。縮尺を調整した場合は、図面中に縮尺を明記してください。 なお、縮尺を調整したことによる図面の提出上限枚数の変更は認めません。
45	募集要項	16	第5	1	(3)	ウ		図番3～5の平面図・立面図・断面図は屋内スポーツ施設部分の内容が求められているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	募集要項	17 19 20	第5 第6 第7	2				本事業の提案上限額が示されている記載の中で、「事業契約」に基づきスライド条項の適用を請求する際の「事業契約」、事業契約に関する事項の契約保証金の「事業契約書(案)」とは、公示された契約書(案)「工事請負 仮契約書(案)」のことと認識して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

(仮称)日の出地区防災スポーツ施設等整備事業に関する質問回答(第1回)

令和8年10月16日

No	資料名	頁	章項目					質 問	回 答
			項目	項目	項目	項目	項目		
47	募集要項	21	第7	4	(4)			市内業者への発注金額が提案時の金額を下回った場合に浦安市への支払が生じると記載がありますが、“ただし、提案未達成の発生が事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りではない”とも記載されております。どのような場合を“この限りではない”と想定されておりますでしょうか。具体例等があればご教授いただければと思います。	例としては、下記のような事業者の責によらない事象を想定していますが、個別の提案未達成の発生事由を鑑みて判断します。 ・物価変動によって現在の物価より下がり、発注金額が提案時を下回った。 ・発注予定先が受注辞退等により発注できなくなり、市内で代替企業を探したが、発注できる企業がなかった。
48	募集要項	21	第7	4	(4)			市内企業への発注予定額が提案額を下回った場合の取扱いとして、「提案未達成の発生が事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りではない」と記載されています。 「事業者の責によらない場合」として想定している事例があればご教示ください。 また、市内企業の倒産、廃業、営業停止、受注辞退、著しい資材価格変動その他の社会情勢の変化等が発生した場合の取扱いについて、現時点の考え方をご教示ください。	No.47の回答を参照してください。
49	募集要項	21	第7	4	(4)			「提案の未達成時に係る減額等の措置」記載の内容は、類似事業ではほとんど見られない独自の要求と理解しています。地域経済活性化の意図と理解しておりますが、事業者にとって過大なリスクと認識しています。本項目の趣旨を維持しつつ、事業者のリスク負担が過大とならないよう、要件の見直しをお願いいたします。併せて下記事項をお示しいただけますでしょうか。 ①「浦安市内企業」の定義 ②再委託先からの「浦安市内企業」への発注が行われる場合の取扱い ③「提案未達成の発生が事業者の責によらないと市が認めた場合」の具体的事例 ④契約金額が変更される場合の取扱い ⑤構成員が「浦安市内企業」の場合の算出方法	要件の見直しは行いません。 ①浦安市内企業とは、営業所等(本店又は支店若しくは支店に準ずる営業所)を浦安市内に有す企業を指します。 ②優先交渉権選定基準の3項 4(3)に記載のとおりです。 ③No.47の回答を参照してください。 ④様式8-3と、最終的な事業者と市内事業者と締結した契約書を比較して判断します。 ⑤優先交渉権選定基準の3頁 4(3)に記載のとおりです。
50	募集要項	22						リスク分担表③について、「議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延」が事業者も主負担者となっておりますが、その意図をご教示ください。	仮契約締結後から市議会の議決の間に準備行為を行うことが想定されますが、議決が得られず、本契約として成立しなかった場合に当該準備行為にかかった費用は事業者の負担となります。
51	募集要項	22						リスク分担表の③契約リスクにおける「議会の議決が得られないことによる契約の未締結・遅延」について、事業者負担になる可能性がある場面の具体例をお示しいただけますでしょうか。	No.50の回答を参照してください。
52	募集要項	22						リスク分担表の⑤住民対応リスクについて、市負担となる「本事業の実施に関する住民の反対運動等」と、事業者負担となる「本事業に関する業務に関する住民の反対運動等」との区分基準を、具体例を含めてご教示ください。	市は、事業者では対応・回避が困難である本事業そのものに対する住民反対運動等に係るリスクを負担します。一方、事業者は、例えば工事中の騒音・振動等の事業者が行う業務に起因して発生した住民反対運動等については、管理・低減が可能なものとしてリスクを負担します。
53	募集要項	22						リスクの種類のうち、⑥法制度リスクの内容について、「本事業に直接関係する法制度の新設及び変更に関するもの(税制度を含む)以外の法令の新設、変更に関するもの(税制度を含む)のリスクについて、負担者が事業者のみになっています。間接的に関係する法制度の場合でも、事業者の帰責事由ではありません。内容によっては業務量の負担の増大が考えられます。その場合、行政の市側にも、応分の協議が可能と考えて宜しいでしょうか。	本事業に直接関係する法制度の新設及び変更に関するもの(税制度を含む)以外の法令の新設、変更に関するものに係るリスクは、事業者の通常の事業活動に伴う経営リスクと考えます。ただし、法制度又は税制度の変更の内容やそれに伴い業務量が著しく増大した場合等については、協議を行います。
54	募集要項	22						募集要項等及び提供資料に記載がない地中障害物が発見された場合のリスク分担についてご教示下さい。	令和9年10月までに物件説明書に記載された内容で契約不適合事項が発生した場合は、土地所有者が対応することとなりますが、令和9年11月以降については、市の負担で行います。
55	要求水準書	2	第1	3	(3)			指定管理者との協議について、「別途指定管理者制度による指定管理者を募集し」と記載されていますが、この募集期間は本業務履行期間と重複するのでしょうか、その場合指定管理者との設計に関する協議は必要となるのでしょうか、ご教示ください。	募集期間は本業務履行期間と重複します。 第1期の供用開始施設については指定管理者と協議することは難しいと考えていますが、第2期供用開始施設については設計の時点で指定管理者と協議したいと考えています。
56	要求水準書	2 23	第1 第3	3 3	(3) (2)	イ		本施設の運営及び維持管理については、別途指定管理者制度による指定管理者を募集することを想定するとされています。また、開業準備業務として、事業者は、市が指定する指定管理者に対し、設備機器、什器・備品等の取扱いに関する説明を本施設の引渡しまでに行うこととされています。 第1期供用開始施設(スポーツコート、駐車場、管理棟等)及び第2期供用開始施設(屋内スポーツ施設、芝生広場等)について、同一の指定管理者による管理運営を想定しているのでしょうか。 また、第1期と第2期で異なる指定管理者を選定する可能性がある場合、それぞれの選定時期及び設計・開業準備業務における考え方をご教示ください。	同一の指定管理者による管理運営を想定しています。

(仮称)日の出地区防災スポーツ施設等整備事業に関する質問回答(第1回)

令和8年10月16日

No	資料名	頁	章項目					質 問	回 答
			項目	項目	項目	項目	項目		
57	要求水準書	2	第1	3	(5)			第1期ではスポーツコート、駐車場、管理棟、屋外トイレ等が先行供用される計画ですが、第2期完成までの期間においても指定緊急避難場所等として使用する想定でしょうか。使用する場合、第1期で確保すべき防災機能をご教示ください。	要求水準書(9頁 図2-2)のとおり、各施設について防災の機能を示しているところですが、第1期供用開始後については、工事箇所との安全確保ができる範囲で当該防災機能は確保するものと考えます。
58	要求水準書	2	第1	3	(5)			事業が2期にわかれています。どちらか一方の期間のみの業務を行う構成員は、その期間のみ技術者を配置するという理解でよろしいでしょうか。その場合、分担施工方式による特定建設工事(乙型)共同企業体を結成する想定で宜しいでしょうか。	No.17及びNo.22の回答を参照してください。
59	要求水準書	2	第1	3	(5)			屋内スポーツ施設前の駐車場の整備は『表1-1事業スケジュール(案)』における第1期に含まれるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	メインの駐車場は第1期に整備することを基本としますが、提案に委ねます。
60	要求水準書	4	第1	4	(1)			本事業において想定している浦安市宅地開発事業等に関する条例に基づく協議対象範囲及び主な協議事項をご教示ください。また、第1期及び第2期を含む事業用地全体を一体で協議する想定かご教示ください。	当該条例における協議対象範囲は用地全体となります。主な協議事項については、市ホームページ「浦安市宅地開発事業等に関する条例」をご覧ください。 https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/machi/sumai/todokede/1000625.html
61	要求水準書	7 14	第2	1 3	(3)	ア ア		本施設に係る基本的な考え方について、「平時は周辺住民が利用できるスポーツ施設として、災害発生時には防災機能を有する施設として利用できるよう計画すること。」と記載されていますが、発災直後の指定緊急避難場所として、市民の一時的な避難を受け入れる対象範囲(町丁)をご教示ください。	指定緊急避難場所は、地震や広範囲に拡大する大規模火災から逃れ、鎮火するまで一時的に留まる場所です。誰もが躊躇することなく避難できるものであることから、対象範囲は決めていません。
62	要求水準書	7	第2	1		イ		借地権設定契約満了時での更地返還を前提に、とありますが、本事業で緑地整備した防火樹林帯等の撤去、施工時の搬出土分の戻し、地中埋設物の撤去埋め戻し、現仮囲い鋼板の復旧を行う更地返還を想定していますでしょうか。	お見込みの内容を想定していますが、土地所有者との協議により返還内容が決定します。
63	要求水準書	7	第2	2	(1)			施設構成に示されている面積等の項目のうち、「〇㎡程度」となっている施設は、施設の機能が十分に発揮できると合理的に想定される限り、提案面積が記載面積を下回っていても減点対象及び要求水準未達とはならないという理解でよろしいでしょうか。また最低面積があればお示しいただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、最低面積はありません。
64	要求水準書	7	第2	2	(1)	ア		表2-1「屋内スポーツ施設の諸室構成」及び表2-2「屋外スポーツ施設等の施設構成」において、「〇〇㎡程度」と記載されている諸室又は施設については、各施設に求められる機能及び性能を満たすことを前提として、事業者提案により面積又は規模を変更することが可能との理解でよろしいでしょうか。また、変更可能な場合は、市が想定する面積又は規模の許容範囲(±〇%等)があればご教示ください。	No.63の回答を参照してください。
65	要求水準書	7	第2	2	(1)	ア		屋内スポーツ施設の建築面積2,540㎡程度の記載がございますが、許容頂ける面積値(上限、下限)をお示し頂けますでしょうか？	No.63の回答を参照してください。
66	要求水準書	7	第2	2	(1)	ア	H	防災備蓄倉庫には「避難所運営資機材等」を保管するとされています。本施設は指定避難所ではなく指定緊急避難場所等としての利用が想定されていますが、備蓄品は本施設で使用するものか、他の指定避難所等への供給用を含むものか、想定する役割をご教示ください。	基本は本施設で使用を想定しています。
67	要求水準書	7	第2	2	(1)	イ		各施設の面積等について「程度」と記載されている項目がありますが、提案に当たって許容される増減の範囲をご教示ください。あわせて、面積の算定方法及び要求水準を満たしていないと判断される基準についてもご教示ください。	No.63の回答を参照してください。
68	要求水準書	8	第2	2	(2)	ア		平時の配置において“大会、イベント利用時”と記載がありますが、イベントとは大会以外にどのような催しを想定されておりますでしょうか。決まっているものをご教授いただくか、想定されているものをご教授いただければと思います。	指定管理事業者による実施事業を想定しています。
69	要求水準書	8	第2	2	(2)	ア		平時は周辺住民が利用できるスポーツ施設として計画しますが、平時の配置として、事業用地内への出入り口には門扉等は設置しない、とあります。事業用地内への出入りは人も車も24時間可能という考えで宜しいでしょうか。	芝生広場などの一部施設については、24時間出入りが可能となります。

(仮称) 日の出地区防災スポーツ施設等整備事業に関する質問回答(第1回)

令和8年10月16日

No	資料名	頁	章項目					質 問	回 答
			項目	項目	項目	項目	項目		
70	要求水準書	8	第2	2	(2)	ア		下記の施設の想定利用時間帯があれば教えてください。 ・屋内スポーツ施設(民間収益施設を除く部分) ・民間収益施設 ・屋外スポーツ施設(スポーツコートA、B) ・駐車場 ・芝生広場 ・防火樹林帯 ・園路	想定している利用時間帯は以下のとおりです。 ・屋内スポーツ施設(9時～21時) ・民間収益施設(民間との協議による) ・屋外スポーツ施設(スポーツコートA、B)(9時～17時 ※5月～8月は19時まで) ・駐車場(民間収益施設や有料化等の状況による) ・芝生広場(24時間) ・防火樹林帯(24時間) ・園路(スポーツコートA,Bの間の園路は施設利用時のみ、もう一方の園路は24時間通行可能)
71	要求水準書	9	第2	2	(2)	イ		P9「図2-2 防災機能施設配置計画図」に記載されている「管理事務所」は、P7「表2-1 屋内スポーツ施設の諸室構成」に示す「事務室」を指すとの理解でよろしいでしょうか。 または、P13に記載される「管理棟」を含む別の施設又は機能を示しているのでしょうか。想定する施設及び機能をご教示ください。	9頁「図2-2 防災機能施設配置計画図」の「管理事務所」は災害発生時の施設機能を示しており、7頁「表2-1 屋内スポーツ施設の諸室構成」の「事務室」を含む屋内スポーツ施設全体を指しています。
72	要求水準書	9	第2	2	(2)	イ		P9「図2-2 防災機能施設配置計画図」に示される「待避所(二次開設)」について、待避所として使用を想定している施設及び諸室をご教示ください。また、想定収容人数、必要設備及び運用条件があれば併せてご教示ください。	二次開設となった際は、アリーナや多目的室が待避所になると想定しています。想定収容人数等は今後の検討となり、現在お示しできるものではありません。
73	要求水準書	9	第2	2	(2)	イ		屋外施設は指定緊急避難場所として位置付けられていますが、屋内スポーツ施設については、待避所、救援物資受入所及び救護活動の場として利用するとの理解でよろしいでしょうか。 また、屋内スポーツ施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として利用する想定がある場合はご教示ください。	屋内スポーツ施設については、お見込みのとおり風水害など一時的に退避(自主避難)をする待避所(二次開設)等としての利用を考えています。指定緊急避難場所や指定避難所としての利用は想定していません。
74	要求水準書	10	第2	3	(1)			第1期供用開始後の第2期工事において、工事ヤードとして第1期供用区域を一時的に使用することは可能でしょうか。	市との協議が必要となり、供用開始した施設を市民が利用できることを前提としています。
75	要求水準書	10	第2	3	(1)	ア		「できるだけ土の搬出を抑えた計画」とは、原則として敷地内での切盛土バランスを基本とするものと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	要求水準書	10	第2	3	(1)	ア		残土搬出が必要となった場合、土質・含水比・改良土等を含め、市として想定している処分条件や受入先の指定等がありますか。	提案に委ねます。
77	要求水準書	10	第2	3	(1)	イ		契約期間中、事業用地の防塵対策として防塵剤の塗布(適宜)を行なうこととありますが、現在行っている防塵対策ございますでしょうか。	現在は住宅地側の半面に年3回防塵剤を散布し、もう半面に年1回種子を散布しています。
78	要求水準書	10	第2	3	(2)	ア		別紙(柱状図・ライフライン)資料ではインフラ関連の「瓦斯」は引込管なしと記載があります。一方、屋内スポーツ施設に関する要求水準には、給湯設備の方式の記載がありません。給湯方式については被災時を想定して、電気式、ガス式等の選択は事業者の任意の提案と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	要求水準書	10	第2	3	(2)			別紙(柱状図・ライフライン)資料ではインフラ関連のCATVは含まれていません。一方、屋内アリーナ施設の諸室に係る要求水準では、CATV等の情報通信設備の記載がありません。被災時の情報通信設備としてTV放送設備は想定しないと考えて宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
80	要求水準書	11 17	第2	3	(2) (3)	ア イ	(シ) N(ク)	公衆Wifi及び管理用Wifiの整備に際して、ネットワーク機器のスペックやセキュリティレベルの想定はございますでしょうか。また公衆Wifiの運用要件などもあればご教授ください。	公衆Wifiについては、配管・配線工事のみとしています。管理用Wifiは利用者10名以下を想定しています。
81	要求水準書	11	第2	3	(2)	ア	(ス)	本施設について、発災3日以内は「指定緊急避難場所」として周辺住民の一時的な避難を受け入れることとされていますが、指定を想定している「災害種別(地震、津波、高潮、洪水、大規模火災等)」をご教示ください。	地震や大規模火災を想定しています。
82	要求水準書	11	第2	3	(2)	ア	(ソ)	指定緊急避難場所として受け入れる「想定避難者数」をご教示ください。また、施設ごとに想定する避難者の配置人数等があれば併せてご教示ください。	避難者数の想定はありません。
83	要求水準書	12	第2	3	(2)	イ	A(キ)	アリーナの天井高について、日本バレーボール協会の「バレーボール6人制競技規則」を満たすこととありますが、公式戦を想定して天井高12.5m以上必要でしょうか。或いは、国民体育大会施設基準の天井高7m以上と考えて宜しいでしょうか。	天井高は、12.5m以上を確保してください。

(仮称) 日の出地区防災スポーツ施設等整備事業に関する質問回答(第1回)

令和8年10月16日

No	資料名	頁	章項目					質 問	回 答
			項目	項目	項目	項目	項目		
84	要求水準書	12	第2	3	(2)	イ	A(コ)	災害時には救援物資受入所として使用するため、荷役機械や貨物の重量に耐えられる床強度を確保することとされています。 想定している荷役機械の種類(フォークリフト、ハンドリフト等)、貨物の種類及び重量条件、並びに物資の保管・仕分け方法についてご教示ください。	想定している荷役機械につきましては、パレットを使用し保管・仕分けを考えていますので、これらに対応した機械を考えています。 また、保管する物としては、飲料水や食料等を想定しています。
85	要求水準書	13 14 17	第2	3	(2) (3) (3)	イ ア イ	F(カ) (ア) N(ア)	各「放送設備」は、一般の館内放送のほか、非常放送(地域防災無線やJアラート・緊急地震速報など)との連携は想定されておりますでしょうか。	想定していませんが、事業者による提案に委ねます。
86	要求水準書	13	第2	3	(2)	イ	I	民間収益施設について、事業者が整備する範囲(躯体、内装、設備等)及び将来の出店者が整備する範囲をご教示ください。 また、出店者の決定時期及び出店者との設計調整時期について、現時点の想定があればご教示ください。	民間収益施設の整備については、要求水準書の記載のとおりです。 出店者の決定時期は令和11年度を想定していることから、出店者との設計調整時期はないと想定しています。
87	要求水準書	13	第2	3	(2)	イ	I(ア)	「民間収益施設部分の詳細は、設計時に市と協議の上、事業者が整備するものとする。」とありますが、その費用負担など協議の対象になりますでしょうか？ また、事業者上限額に含んでいるか、整備範囲をご教示ください。	協議の対象となります。 事業者上限額に含んでいる整備範囲は要求水準書に記載のとおりです。
88	要求水準書	13	第2	3	(2)	イ	H(イ)	防災備蓄倉庫に近接する大型車両の動線は、園路を利用しても良いでしょうか。	園路は利用できません。
89	要求水準書	14	第2	3	(2)	イ	J(ア)	屋内スポーツ施設に設けるごみ集積場所と、屋外施設のN 管理棟に隣接して設置するごみ捨て場は、両方を設け、運営期間中維持する計画とする必要があるでしょうか。	お見込みのとおりです。
90	要求水準書	14	第2	3	(2)	イ	J	ごみ集積所の想定発生量、必要容量はありますでしょうか？	次のとおり想定しています。 (1) 第1期供用開始から全面供用開始までの間は屋外施設のごみとなるため、可燃物、ペットボトル及びビン・缶に分別し、週1回、1回当たり20kg程度の収集を見込んでいます。 (2) 全面供用開始後は、これに屋内スポーツ施設のごみ(週30kg程度)が加わります。規模は、全面供用開始後の屋外施設及び屋内スポーツ施設のごみを上記の4区分ごとに収集日までの間保管できるようにしてください。
91	要求水準書	14	第2	3	(3)	イ	K(ア)	サッカー、ラグビー等が行えるスポーツコートのサイズが106m×68mと記載がありますが、一般サッカー競技ラインは105m×68mが標準になります。後者の認識でよろしいでしょうか。	サッカーはお見込みのとおりですが、ラグビーはインゴールを含めると最低106m必要になることから、106m×68mとしています。
92	要求水準書	14	第2	3	(3)	イ	K(ア)	スポーツコートAのコート外周には利用者の安全のための5m以上の空間を確保するとありますが、コート四隅についても、四隅から半径5m以上の空間を確保すればよいという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
93	要求水準書	14	第2	3	(3)	イ	K(イ)	スポーツコートAとその他の部分の境界には、高さ15m程度のフェンスを設置するとありますが、コート外周の利用者の安全のための5m以上の有効空間を確保した外側にフェンス支柱やフェンスを設置するという考えで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	要求水準書	14	第2	3	(3)	イ	K(キ)	人工芝からの排水について、フィールド内での貯留・浸透を基本とするのか、排水設備による公共雨水管への排水を基本とするのか、市の想定をご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
95	要求水準書	16	第2	3	(3)	イ	L(ア)	スポーツコートBのコート外周及び2つのコートの間には利用者の安全のため空間として何m以上を確保すれば宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
96	要求水準書	16	第2	3	(3)	イ	L(イ)	スポーツコートBとその他の部分の境界には、高さ5m～10m程度のフェンスを設置するとありますが、コート外周の利用者の安全のための有効空間を確保した外側にフェンス支柱やフェンスを設置するという考えで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	要求水準書	16	第2	3	(3)	イ	M	パーキングシステムはチケットレスシステムと考え、ゲート式等の設備は不要と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	駐車場の有料化等については今後市で検討を行いますので、パーキングシステムの整備は業務に含めません。
98	要求水準書	16	第2	3	(3)	イ	M(ア)	大会開催時に利用する大型バスの動線は、園路を利用しても良いでしょうか。	園路は利用できません。
99	要求水準書	16	第2	3	(3)	イ	M(ア)	自動車駐車場140台以上、自転車駐車場130台以上とありますが、分散配置とする場合、各施設の必要台数等の想定があればご教授ください。	スポーツコートは自動車60台、自転車60台程度、体育館等は自動車50台、自転車50台程度、民間収益施設が自動車10台、自転車10台程度、芝生広場等が自動車20台、自転車10台程度を想定しています。

(仮称)日の出地区防災スポーツ施設等整備事業に関する質問回答(第1回)

令和8年10月16日

No	資料名	頁	章項目					質 問	回 答
			項目	項目	項目	項目	項目		
100	要求水準書	16	第2	3	(3)	イ	M(7)	「大会開催時に複数台の大型バスが利用することを想定すること」と記載がありますが、具体的な台数をお示し頂けますでしょうか。	最大4台を想定しています。乗用車区画の一部を転用する等の運用で対応することも可とします。
101	要求水準書	16	第2	3	(3)	イ	M(7)	大会開催時に複数台の大型バスが利用することを想定すること。とありますが、大型バスの想定台数をご教授ください。	No.100の回答を参照してください。
102	要求水準書	16	第2	3	(3)	イ	M(7)	当該駐車場への車両出入口は、直接公道から確保する必要がありますか。或いは、歩行者安全を確保したうえで、公道の切下げ箇所を極力減らすために、園路経由での車両アプローチでも宜しいでしょうか。	駐車場への車両出入口は直接公道から確保する必要があります。園路経由での車両アプローチは認めていません。
103	要求水準書	16	第2	3	(3)	イ	M(7)	駐車場について、大型バス用の駐車スペースは、乗用車140台とは別に確保する必要がありますでしょうか。それとも、大型バス用の駐車スペースを乗用車台数に換算し、乗用車用区画と合わせて合計140台以上として計画することは可能でしょうか。	提案に委ねます。 No.100の回答を参照してください。
104	要求水準書	16	第2	3	(3)	イ	M(7)	140台以上とされる駐車場の整備台数には、バイク用駐車場も含まれますでしょうか。	バイクについては自転車駐車場に駐車することを想定しています。
105	要求水準書	16	第2	3	(3)	イ	M(ホ)	駐車場の周囲には壁やフェンス等を設けない旨の記載がありますが、例えば隣に芝生広場を計画する場合、車両の進入防止や利用者の安全確保を目的として、災害時の避難動線等を妨げない範囲で、両施設の境界にフェンス、植栽、車止め等の設備を設けることは可能でしょうか。	提案に委ねます。
106	要求水準書	17	第2	3	(3)	イ	N (カ)	「管理棟に隣接してごみ捨て場を設置すること。」とありますが、上段の「ごみ集積所」とは同一施設と考えてもよろしいでしょうか？	同一施設ではありません。第1期供用開始時のごみ捨て場として利用するのが「管理等に隣接したごみ捨て場」となり、第2期供用開始後、施設全体のごみ集積場所が屋内スポーツ施設内の「J ごみ集積場所」になります。
107	要求水準書	18	第2	3	(3)	イ	S	芝生広場は天然芝と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
108	要求水準書	18	第2	3	(3)	イ	S(イ)	遊具について、幼児児童と記載がありますが、1～2歳の乳児も対象に含まれますでしょうか。	1歳未満の乳児は含めません。
109	要求水準書	18	第2	3	(3)	イ	S(ウ)	遊具について、可動式・固定式どちらも可とありますが、可動式とは、基礎がない遊具の認識でよろしいでしょうか。それとも、頻繁に動かす遊具のことをさしますでしょうか。	本事業においては、基礎がない遊具や移動が容易でイベント時や災害時に頻繁に動かすことが可能な遊具を包括して「可動式」としています。
110	要求水準書	18 19	第2	3	(3)	イ	T X	防火樹林帯及び植栽について、市道幹線12号沿いは壁面後退を兼ねて植樹帯幅5mを確保し、その他の3面の市道沿いはグリーンネットワークの形成として植樹帯幅3mを確保する提案をする場合、防火樹林帯について、グリーンネットワーク幅3mを含めて15mと考えて宜しいでしょうか。	防火樹林帯は、グリーンネットワーク幅3mとは別に幅15mを確保してください。
111	要求水準書	19	第2	3	(3)	イ	V (エ)	当該園路の公道との接続部は、平時に車両が通行できないよう、車止めを設けるとありますが、園路経由でMの駐車場への乗入れを想定する場合は、車止めの位置は駐車場内でも宜しいでしょうか。	No.102の回答を参照してください。
112	要求水準書	20	第3	1	(1)	ア		本事業では、前半の第1期工事(主にスポーツコート土木工事)と後半の第2期工事(体育館建築工事)に分かれているため、乙型JVを検討しておりますが、土木工事中心の第1期工事と建築工事中心の第2期工事で現場代理人を変更することは可能でしょうか？	No.17の回答を参照してください。 現場代理人等の途中交代については、監理技術者制度運用マニュアルの考え方にに基づき、交代が合理的であると市が認めた場合に可とします。途中交代を希望する場合は、事前に市に申し出てください。
113	要求水準書	20	第3	1	(1)			設計業務及び工事監理業務において配置する管理技術者について、建築物及びスポーツコート・芝生広場それぞれに配置する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 また、担当技術者の資格要件、人数、兼務の可否等について最低要件があればご教示ください。	お見込みのとおりですが、管理技術者は、建築物及びスポーツコート・芝生広場それぞれの参加資格要件を満たしたうえで兼務することも可能です。 また、担当技術者の資格要件については、参加資格要件のとおりであり、人数は特に指定はありません。
114	要求水準書	20	第3	1	(1)	ウ		建築物の管理レベルが違うので、品質確保の観点から、一期工事と二期工事で、現場代理人と主任技術者又は監理技術者を変更をしてもよろしいでしょうか？	No.112の回答を参照してください。
115	要求水準書	20	第3	1	(1)	ウ		建設業務においては、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者(建築、土木)を配置するとありますが、第一期工事と第二期工事の施工企業が違う場合、「第一期工事の主任技術者又は監理技術者は土木」、「第二期工事の主任技術者又は監理技術者は建築」とそれぞれ配置することは可能でしょうか。	配置することは可能です。
116	要求水準書	20	第3	1	(1)	ウ		「建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者(建築、土木)を配置する」とありますが、建築と土木で業務を実施する構成員が異なる場合、計2名という理解でよろしいでしょうか。また現場代理人も同様の考えでよろしいでしょうか。	主任技術者又は監理技術者については、No.115の回答を参照してください。 現場代理人については、市との窓口一本化のため、1名の配置としてください。 なお、現場代理人の途中交代については、No.112の回答を参照してください。

(仮称)日の出地区防災スポーツ施設等整備事業に関する質問回答(第1回)

令和8年10月16日

No	資料名	頁	章項目					質 問	回 答
			項目	項目	項目	項目	項目		
117	要求水準書	20	第3	1	(1)	ウ		土木工事と建築工事について、各々、現場代理人と主任技術者又は監理技術者を分けて配置する認識してよろしいでしょうか？	No.116の回答を参照してください。
118	要求水準書	22	第3	2	(2)			表 3-1 承諾申請図書の内容の実施設計完了時の成果物の内、各工事積算内訳書は官積算でしょうか。それとも、事業者における工事費の内訳書との認識でしょうか。ご教示下さい。	事業者における工事費の内訳書を指します。
119	要求水準書	21	第3	2	(2)	ア	(ア)	測量資料について、「市が今後提示する測量調査の資料を確認したうえで」と記載されていますが、市が提示される測量調査の資料の提示時期をご教示ください。	希望者に測量調査のCADデータを提供します。時期は令和8年10月16日からを予定しています。
120	要求水準書	21	第3	2	(2)	ア	(ア)	測量資料について、「市が今後提示する測量調査の資料を確認したうえで」と記載されていますが、周辺道路の地盤高(標高)が確認できる資料の有無をご教示ください。その資料がある場合は貸与いただけますでしょうか。	周辺道路の地盤高(標高)が確認できる資料はありません。
121	要求水準書	22	第3	2	(2)	イ	(イ)	承諾申請図書について、「基本設計及び実施設計の完了後は以下の承諾申請図書及び要求水準確認表を市に提出し、市の確認及び承諾を得る。」と記載されていますが、事業スケジュール(案)として、第1期における基本設計完了時及び実施設計完了時とは、令和9年何月を各々想定されているのでしょうか、ご教示ください。	令和9年11月に着工できるよう各設計を進めてください。
122	要求水準書	23	第3	3	(2)	ア	(ク)	「(ク) 正式引渡しまでの工事用電力、電話及び用水は事業者の負担」とありますが、第1期と第2期の引渡しのそれぞれを指すという理解でよろしいでしょうか。また電話及び用水は事業者が使用する分ということでしょうか。	正式引渡しとは、第2期の引渡しを指します。 なお、第1期の引き渡し後、供用開始施設に係る電力等は市が負担し、第2期の工事に係る電力等は事業者が負担するものとします。
123	要求水準書	23	第3	3	(2)	ア	(サ)	工事現場の見学会等、市で検討されているは計画はございますでしょうか？	現在、工事現場の見学会の予定はありませんが、今後、状況に応じて対応いただく場合があります。
124	要求水準書	24	第3	3	(2)	オ	(ア)	建物完成後、建設建物による電波障害が発生した場合、その対応費用については市の負担と考えてよろしいでしょうか。	当該事象の発生事由によって、最終的な費用分担は協議によるものと考えます。
125	工事請負仮契約書(案)	1	第1条					当該契約書案は設計・建設・監理業務の請負契約と記載がありますが、すべての業務をこの一種類の契約書で締結する理解となりますが、この案だと、受注者が一社しか押印できません。事業契約書の意とするならば各社押印し、代表企業を明示する形でのものに変更できませんか？	工事請負仮契約書(案)を見直し、各社押印とする形に変更しました。
126	工事請負仮契約書(案)	1	第1条	2	(3)			設計図書とは、受注者が要求水準書等及び提案書に基づき作成する基本設計図書、実施設計図書その他本事業の設計に係る「一切の」書類とありますが、要求水準書の第4提出書類P26に示されている表4-1提出書類のことと認識して宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、要求水準書「第4 提出書類」に示す書類以外でも市が必要と認め事業者が作成した図書も含みます。
127	工事請負仮契約書(案)	1	第1条	2	(5)			(設計図書を作成するために必要な一切の作業を含む。)とありますが、「一切」の作業範囲を明確にご教示ください。	要求水準書等及び提案書に基づき、本施設を完成するために必要な設計関連業務を指します。具体的には、要求水準書「第3 業務に関する要求水準」に示す通りですが、本施設の完成のために客観的に必要と認められる関連業務も含みます。
128	工事請負仮契約書(案)	1	第1条	2	(5)			設計とは、本請負契約及び要求水準書等に定める設計業務(設計図書を作成するために必要な「一切の作業」を含む)とありますが、建築物、スポーツコート及び芝生広場に係わる設計に関する標準業務とそれに付随する業務項目について、国土交通省告示8号(令和6年1月9日付)等を参考に、発注者と受注者で協議して必要な「一切の作業」の範囲を定めると認識して宜しいでしょうか。	一切の作業の範囲を受発注者協議において別途定めることは行いません。「一切の作業」の考え方はNo.127の回答を参照してください。
129	工事請負仮契約書(案)	1	第1条	2	(6)			(工事目的物を完成させるために必要となる一切の作業を含む。)とありますが、「一切」の作業範囲を明確にご教示ください。	No127の回答を準用します。
130	工事請負仮契約書(案)	1	第1条	2	(7)			工事監理とは、本請負契約及び要求水準書等に定める工事監理業務(工事目的物を完成させるために必要となる「一切の作業」を含む)とありますが、建築物、スポーツコート及び芝生広場に係わる工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務とそれらに付随する業務項目について、国土交通省告示8号(令和6年1月9日付)等を参考に、発注者と受注者で協議して必要な「一切の作業」の範囲を定めると認識して宜しいでしょうか。	No.128の回答を参照してください。
131	工事請負仮契約書(案)	15	第28条	1				「賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたとき」とは最低賃金制度における最低賃金の引上げも該当するという理解でよろしいでしょうか？	最低賃金の引き上げに伴い労務単価等が変動した場合は、スライド条項の適用対象となります。
132	工事請負仮契約書(案)	15	第28条	4				同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」との記載ですが、15/1000未満の上昇が継続すると変更して頂けない内容になっております。従いまして、基準点は「契約締結日」に固定して頂けませんでしょうか？	原文のとおりとします。

(仮称)日の出地区防災スポーツ施設等整備事業に関する質問回答(第1回)

令和8年10月16日

No	資料名	頁	章項目					質 問	回 答
			項目	項目	項目	項目	項目		
133	工事請負仮契約書(案)	15	第28条	5				「著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」の請負代金額変更請求については、受注者側の調達時基準で著しい変動が生じた場合、請求できるという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
134	工事請負仮契約書(案)	16	第29条	4				臨機の措置について29条、32条のどちらが適用されるかという判断基準は災害防止等の場合は29条、災害等不可抗力発生後の措置については32条が適用されるという解釈でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
135	工事請負仮契約書(案)	18	第36条					本事業は設計業務、建設業務及び工事監理業務を含む一括契約と理解しております。契約書(案)において請負代金の支払方法が定められていますが、設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る対価について、各業務の成果又は出来高に応じた支払を想定しているのでしょうか。また、第1期施設引渡し時、第2期施設引渡し時等の各段階における支払の考え方、並びに令和9年度支払上限額との関係についてご教示ください。	各業務において最終年度以外の年度については、出来高の9割をお支払いし、残りの出来高1割については、各業務の最終年度の完了の検査後にお支払いします。このため、令和9年度の支払上限額については、令和9年度の出来高の9割相当となります。
136	工事請負仮契約書(案)	21	第42条					本事業ではスポーツコート等の令和10年9月に引渡しとなっておりますが、このスポーツコート等の引渡しは部分引渡しに該当し、42条の適用を受けることができるという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
137	工事請負仮契約書(案)	24	第49条	1				参照条文36条3項、43条は正しいでしょうか？	「第35条第4項(第42条においてこの規定を準用する場合を含む。)」に変更しました。
138	工事請負仮契約書(案)	31	第68条					設計及び工事監理について、「本約款」に定めがない場合は、国土交通省の公共建築設計業務標準委託契約約款、公共土木設計業務標準委託契約約款に基づいて、発注者と受注者とが協議して定めると認識して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。さらに、浦安市測量等標準契約約款を参照のうえ、協議を行います。
139	工事請負仮契約書(案)							募集要項P.1によれば、工事請負契約(案)は事業契約書(案)と同一であるとのことですが、工事請負契約(案)における「受注者」とは、 ・構成員となる設計、施工、監理各社による連名 ・様式4-1,2,3における特定建設工事共同企業体や設計共同企業体がある場合は当該JVならびにその他構成員各社による連名 どちらを想定されていますでしょうか。	どちらも想定しています。別添「参加グループの考え方」をご覧ください。
140	工事請負仮契約書(案)							工事請負契約書には設計の業務委託契約も包含されているという理解でしょうか。別途設計の業務委託契約を締結する想定でしたら、契約書案をお示しください。	本事業は設計施工一括発注方式ですので、工事請負契約書に設計に係る規定も含んでいます。
141	様式集 (様式1・6-2・8-2・9-2以外)							提案書に構成員名を表記することは可能でしょうか。また構成員ではないが、監修や業務の発注を予定している企業についてはいかがでしょうか。	提案書に構成員名及び発注予定企業名を記載しても問題ありません。
142	様式集 4-1							様式4-1にて「特定建設工事共同企業体協定書」のひな形が添付されておりますが、添付されていますひな形は甲型JVのひな形です。前述(前半の第1期工事(主にスポーツコート土木工事)と後半の第2期工事(体育館建築工事)に分かれているため、)しておりますが、当社が参加検討しているJV形態は乙型JVです。様式4-1の代わりに国土交通省にて公開している「特定建設工事共同企業体協定書(乙)」のひな形を利用することでよろしいでしょうか？	No.17の回答を参照してください。
143	様式4-1～4-3							様式4-1～3について、参加資格審査申請までに工事費を算出することは困難であり、出資比率等の諸条件が記載できないため、押印した協定書を提出することができないと考えております。つきましては、一部空欄がある状態(未捺印)で様式4-1のみを提出することをお認めいただくか、事業契約締結時に提出することをお認めいただきたいと存じます。	様式4-1～3については、参加資格審査申請時是一部空欄及び未捺印がある状態を認めますが、提案書類提出時にすべてを記載及び捺印した状態で提出してください。なお、参加資格審査申請時の記載内容については、提案書類提出時での修正は認めません。
144	様式集 4-1							参加資格審査申請時に共同企業体協定書が含まれておりますが、協定書については落札事業者選定後に提出という形に変更して頂けませんでしょうか？	No.143の回答を参照してください。
145	様式集 4-1	1	第1条					本協定書における「構成員」の対象は、募集要項P.5 第3 3 応募者の参加資格要件に定義されている「構成員」と同義であり、設計・施工・監理を行うすべての構成員を指すのでしょうか。もしくは建設工事の施工を担う施工企業を指すのでしょうか。	本協定書における「構成員」の対象は、募集要項5頁 第3 3 応募者の参加資格要件に定義されている「構成員」と同義です。別添「参加グループの考え方」をご覧ください。
146	様式集 4-1	1	第1条					本協定書における「構成員」の対象が、募集要項P.5 第3 3 応募者の参加資格要件に定義されている「構成員」と同義であり、設計・施工・監理を行うすべての構成員を指す場合、当共同企業体は、浦安市が発注する(仮称)日の出地区防災スポーツ施設等整備事業(当該工事内容の変更を伴う工事を含む。)の請負と前記に付帯する事業を共同連帯して営むことを目的としていますが、設計及び工事監理業務は「前記に付帯する事業」に含まれ、当該の変更業務も含まれるという解釈になりますか。	設計・工事監理業務は「前記に付帯する事業」に含まれません。

(仮称) 日の出地区防災スポーツ施設等整備事業に関する質問回答(第1回)

令和8年10月16日

No	資料名	頁	章項目					質 問	回 答
			項目	項目	項目	項目	項目		
147	様式集 4-1	2	第8条					本協定書における「構成員」の対象が、募集要項P.5 第3 3 応募者の参加資格要件に定義されている「構成員」と同義であり、設計・施工・監理を行うすべての構成員を指す場合、設計、工事監理を担う各構成員について、出資を伴わない場合は、記載しなくても宜しいでしょうか。	No.13の回答を参照してください。。
148	様式集 4-1	2	第10条					本協定書における「構成員」の対象が、募集要項P.5 第3 3 応募者の参加資格要件に定義されている「構成員」と同義であり、設計・施工・監理を行うすべての構成員を指す場合、設計企業、工事監理企業の各構成員については、建設工事の請負契約ではなく、設計・監理等業務委託契約の履行に関し、責任を負うものと考えて宜しいでしょうか。	No.13の回答を参照してください。。
149	様式集10、11							提案内容に関する提出書類(主に様式10・11)について、公表されている体裁を大きく損ねないかつ読みやすさを損ねない範囲で整えることは可能でしょうか。(例:代表企業名の記載位置の調整、タイトル帯への着色等)	例示で示されている調整は可とします。
150	様式11							様式11-2,3,5,6,8において、建築物がなく確認申請書が存在しない場合、確認申請書は提出不要であるという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
151	別紙3 什器・備品リスト		屋外施設	管理棟				情報発信設備(デジタルサイネージ等)1台は屋外/屋内のどちらに設置を想定されているでしょうか。	提案に委ねます。
152	地盤高測量結果 ①20mメッシュ図							CADデータをご提供いただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	No.119の回答を参照してください。
153	物件説明書 (土壌汚染)	3	(20)					土壌汚染に関する事項について、前借地権者に起因する土壌汚染の場合、土壌汚染対策費を前借地権者の負担を想定して宜しいでしょうか。	前借地権者の負担はありません。 No.54の回答を参照してください。
154	大江戸温泉物語浦安万華郷跡地の活用に係る基本的な考え方	9	2	(5)	③			図表2-10で示されている液状化対策について、計画地周辺(黄色色塗り)の宅地については沈下対策を実施済と記載されておりますが、計画地(青斜線)については、沈下対策は未実施でしょうか。	計画地についても、宅地造成時に沈下対策を実施(黄色塗りと同様)しています。
155	その他							液状化対策として地盤改良を行うことは可能でしょうか。ご教示ください。	液状化対策として地盤改良の提案は可とします。
156	その他							事業用地は借用地のため、原状回復にて返還することを踏まえると杭基礎を採用せず、地盤改良で対応することは可能でしょうか。ご教示ください。	事業者の提案に委ねます。